

定 款

公益財団法人 慈 愛 会

公益財団法人慈愛会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人慈愛会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿児島市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 この法人は、保健、医療、介護・福祉及び教育が一体となって、地域住民に対して、包括的に適正で良質な医療、介護・福祉サービスを提供するとともに、健康増進、各種疾病予防の推進等に関する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特殊疾患(血液がん)及び生活習慣病(がん・脳卒中・糖尿病等)に関する高度・専門的医療の推進事業
- (2) 地域の医療機関等と相互連携した医療提供体制(医療技術・医療機器・医療情報等の共有、共同利用)の推進事業
- (3) 新薬、高度医療技術等の研究開発の発展に寄与する事業
- (4) 精神科医療及び障害者の社会復帰に向けた総合的な支援事業
- (5) 医療機関と連携した介護・福祉サービス事業
- (6) 生活困窮者に対する無料低額診療及び生活支援事業
- (7) 疾病予防健診事業と疾病に関する正しい知識の普及及び予防活動等の推進事業
- (8) 地域医療(介護・福祉)を担う人材育成及び支援事業
- (9) 看護師養成事業
- (10) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、鹿児島県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類(貸借対照表及び損益計算書をいう。以下同じ。)並びにこれらの附属明細書、財産目録及びキャッシュフロー計算書(以下「財産目録等」という。)を作成し、会計監査人及び監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会で報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合は、事業報告書及びこの附属明細書を除き、定時評議員会での報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、計算書類を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行

に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員6名以上8名以内を置く。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員のうちには、理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係がある者の数又は評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（権 限）

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任 期）

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第19条 評議員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額1,500,000円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議

員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

（構成及び権限）

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び評議員並びに会計監査人の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回6月に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招 集）

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合。
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

（招集の通知）

第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなけ

ればならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議 長)

第24条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第26条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の額の決定及びその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 役員又は評議員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員又は評議員の候補者の合計数が第15条又は第31条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により評議員会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合

において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

(評議員会運営規則)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上8名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2 この法人に、会計監査人を置く。

3 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会において選定する。

3 前項の代表理事は、理事長に就任する。

4 監事及び会計監査人は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

6 監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

7 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3

分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

- 8 理事又は監事及び会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事及び会計監査人の職務及び権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録等を監査すること。
 - (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを評議員会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他法令に定める監事に認められた権限を行使すること。
- 2 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。
- (1) この法人の事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録

- 等を監査をし、法令で定めるところにより、会計監査報告を作成すること。
- (2) 理事の職務執行に関し、不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること。
- (3) その他法令に定める会計監査人に認められた権限を行使すること。

(任 期)

- 第35条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員は、第31条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がなされなかったときは、再任されたものとみなす。

(解 任)

- 第36条** 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決をもって行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 2 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。
- 3 監事は、会計監査人が前項の第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第37条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程による。

4 会計監査人の報酬等は、理事長が理事会の決議を経、かつ監事の過半数の同意を得て定める。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第49条に定める理事会運営規則によるものとする。

第38条の2 この法人に任意の機関として、1名以上2名以下の理事長補佐を置くことができる。

2 理事長補佐の職務及び権限は次のとおりとする。

(1) 理事長の相談に応じなければならない。

(2) 理事長に代わって決裁権限を行使することはできない。

(3) 理事長に代わってこの法人の代表権を行使することもできない。

(4) 理事長の決裁及び判断を、この法人の役職員又はこの法人外の第三者に伝えることはできる。

3 理事長補佐の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 理事の任期についての第35条第1項及び理事の解任についての第36条第1項は、理事長補佐に準用する。

第2節 理事会

(設 置)

第39条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権 限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

3 この法人が保有する租税特別措置法第40条第1項後段の適用を受けた株式について、その後取得した同一の銘柄の株式を含め、その株式の発行会社に対して株主等として権利を行使する場合には、次の事項を除き、権利の行使又は権利の行使の請求をしてはならない。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

（種類及び開催）

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招 集）

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、役員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第43条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決 議)

第45条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 役員又は会計監査人が役員の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第49条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第16条についても適用する。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第6章 委員会

(委員会)

第55条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、任意の機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 事務局

(設置等)

第56条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録等
 - (9) 監査報告書及び会計監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第58

条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第60条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、平成23年4月1日（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日）から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の代表理事は今村英仁、会計監査人は監査法人トーマツとする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

今村節子

永里紘二

坂巻弘之

成田満穂

山崎美智子

有嶋隆司

山口幸太郎

公益財団法人慈愛会 役員等名簿

令和8年6月25日現在

【評議員：7名】

役 職 名	氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤
評議員	永 里 紘 二	非常勤
〃	坂 巻 弘 之	〃
〃	山 崎 美智子	〃
〃	馬 場 英 俊	〃
〃	富 安 恵 子	〃
〃	田 中 隆 義	〃
〃	牧 角 寛 郎	〃

【理事：6名】

役 職 名	氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤
理 事 (代表理事)	今 村 英 仁	常勤
理 事	帆 北 修 一	〃
〃	星 北 斗	非常勤
〃	福 元 紳 一	〃
〃	田 中 滋	〃
〃	吉 本 達 矢	〃

【監事：2名】

役 職 名	氏 名	常 勤 ・ 非 常 勤
監 事	徳 満 哲 司	非常勤
〃	牧 野 虎 彦	〃

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	22,191,958	22,367,300	△ 175,342
預金	4,061,833,178	3,281,098,111	780,735,067
未収金	4,388,977,391	4,316,386,457	72,590,934
売掛金	5,057,674	4,787,885	269,789
貸倒引当金	△ 2,884,099	△ 2,580,129	△ 303,970
棚卸資産	171,722,283	190,451,474	△ 18,729,191
立替金	13,271,946	13,746,943	△ 474,997
1年内回収予定長期貸付金	2,111,200	259,200	1,852,000
1年内回収予定奨学貸付金	72,321,203	81,775,653	△ 9,454,450
前払金	660,000	0	660,000
前払費用	67,316,624	50,731,874	16,584,750
流動資産 合計	8,802,579,358	7,959,024,768	843,554,590
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本定期預金	11,300,000	11,300,000	0
基本財産合計	11,300,000	11,300,000	0
(2) 特定資産			
建物	1,084,533,376	1,073,045,760	11,487,616
建物附属設備	185,488,126	218,324,222	△ 32,836,096
構築物	477,465	536,597	△ 59,132
医療器械	41,956,703	63,024,101	△ 21,067,398
車両運搬具	2	2	0
什器備品	7,548,587	4,285,514	3,263,073
ソフトウェア	46,809,887	12,815,221	33,994,666
リース資産	377,470,214	546,154,230	△ 168,684,016
退職給付引当預金	748,640,881	707,818,444	40,822,437
退職給付引当有価証券	4,716,000	4,341,000	375,000
建設積立資産	1,246,363,556	1,246,363,556	0
特定資産合計	3,744,004,797	3,876,708,647	△ 132,703,850
(3) その他固定資産			
土地	8,066,255,522	7,388,204,838	678,050,684
建物	8,776,070,790	8,719,560,721	56,510,069
建物附属設備	2,290,961,204	2,346,956,752	△ 55,995,548
構築物	102,156,630	109,665,688	△ 7,509,058
医療器械	180,215,207	177,709,450	2,505,757
機械器具	5,009,886	6,215,227	△ 1,205,341
車両運搬具	10,453,696	3,525,961	6,927,735
什器備品	210,779,189	212,130,883	△ 1,351,694
ソフトウェア	34,699,911	40,154,696	△ 5,454,785
リース資産	1,558,889,472	1,675,851,947	△ 116,962,475
のれん	0	1,512,000	△ 1,512,000
建設仮勘定	28,978,600	470,763,610	△ 441,785,010
施設利用権	2,117,355	2,476,525	△ 359,170
電話加入権	9,615,368	9,615,368	0
敷金・保証金	38,763,600	39,291,600	△ 528,000
長期貸付金	5,983,198	1,152,398	4,830,800
奨学貸付金	140,062,173	132,920,403	7,141,770
長期前払費用	19,141,707	21,454,767	△ 2,313,060
その他	36,646,011	36,629,641	16,370
その他固定資産 合計	21,516,799,519	21,395,792,475	121,007,044
固定資産 合計	25,272,104,316	25,283,801,122	△ 11,696,806
資 産 合 計	34,074,683,674	33,242,825,890	831,857,784
II. 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,340,364,915	1,337,499,211	2,865,704
未払金	1,556,650,877	1,774,707,190	△ 218,056,313
預り金	289,349,382	268,939,951	20,409,431
前受金	17,643,450	19,838,454	△ 2,195,004
短期借入金	4,462,000,000	4,036,500,000	425,500,000
1年内返済予定長期借入金	1,363,841,000	811,844,000	551,997,000
1年内返済予定リース債務	553,333,699	527,234,719	26,098,980
1年内支払予定長期未払金	69,403,753	61,928,208	7,475,545
賞与引当金	614,684,857	448,028,928	166,655,929
未払法人税等	4,032,500	3,893,300	139,200
未払消費税等	22,695,800	10,391,900	12,303,900
流動負債 合計	10,294,000,233	9,300,805,861	993,194,372
2. 固定負債			
長期借入金	11,308,218,000	11,295,586,000	12,632,000
リース債務	1,381,014,837	1,571,466,635	△ 190,451,798
長期未払金	244,974,283	226,544,846	18,429,437
預り保証金	31,811,400	35,111,000	△ 3,299,600
役員退職慰労引当金	15,000,000	14,000,000	1,000,000
退職給付引当金	693,505,110	709,906,761	△ 16,401,651
資産除去債務	146,747,532	142,716,510	4,031,022
固定負債 合計	13,821,271,162	13,995,331,752	△ 174,060,590
負 債 合 計	24,115,271,395	23,296,137,613	819,133,782
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	50,473,056	9,506,242	40,966,814
地方公共団体補助金	502,867,155	543,192,452	△ 40,325,297
民間補助金	50,243,490	54,012,516	△ 3,769,026
寄附金	22,638,918	28,227,517	△ 5,588,599
指定正味財産合計	626,222,619	634,938,727	△ 8,716,108
(うち基本財産への充当額)	(11,300,000)	(11,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(614,922,619)	(623,638,727)	(△8,716,108)
2. 一般正味財産	9,333,189,660	9,311,749,550	21,440,110
(うち特定資産への充当額)	(2,375,725,297)	(2,540,910,476)	(△165,185,179)
正味財産合計	9,959,412,279	9,946,688,277	12,724,002
負債及び正味財産合計	34,074,683,674	33,242,825,890	831,857,784

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用収益	0	226	△ 226
特定資産運用収益	1, 379, 937	5, 677, 673	△ 4, 297, 736
診療収益	23, 121, 271, 147	22, 259, 058, 915	862, 212, 232
介護保険事業収益	843, 683, 873	858, 619, 058	△ 14, 935, 185
訪問看護事業収益	277, 553, 032	258, 047, 815	19, 505, 217
有料老人ホーム事業収益	9, 387, 060	8, 865, 060	522, 000
地域活動支援センター事業収益	22, 518, 600	27, 955, 860	△ 5, 437, 260
自立支援費等収益	402, 788, 560	378, 708, 702	24, 079, 858
看護学校事業収益	107, 084, 100	115, 785, 500	△ 8, 701, 400
保育事業収益	8, 518, 739	8, 274, 933	243, 806
その他事業収益	24, 940, 888	25, 367, 395	△ 426, 507
収益事業収益	186, 683, 562	190, 567, 967	△ 3, 884, 405
受取補助金等	774, 391, 169	156, 037, 475	618, 353, 694
受取寄附金	25, 146, 599	22, 023, 004	3, 123, 595
雑収益	187, 183, 024	149, 039, 775	38, 143, 249
経常収益計	25, 992, 530, 290	24, 464, 029, 358	1, 528, 500, 932
(2) 経常費用			
事業費	25, 886, 287, 395	24, 679, 161, 075	1, 207, 126, 320
材料費	6, 650, 411, 747	6, 494, 743, 642	155, 668, 105
医薬品費	4, 648, 149, 495	4, 560, 350, 227	87, 799, 268
診療材料費	1, 329, 340, 542	1, 270, 725, 307	58, 615, 235
医療消耗器具備品費	85, 879, 949	85, 050, 860	829, 089
給食用材料費	527, 629, 650	518, 911, 962	8, 717, 688
収益事業材料費	59, 412, 111	59, 705, 286	△ 293, 175
人件費	13, 939, 318, 564	13, 282, 843, 008	656, 475, 556
役員報酬	11, 040, 000	11, 040, 000	0
給料	10, 662, 245, 341	10, 169, 458, 832	492, 786, 509
賞与	712, 050, 910	829, 503, 373	△ 117, 452, 463
賞与引当金繰入額	614, 684, 857	448, 028, 928	166, 655, 929
役員退職慰労引当金繰入額	920, 000	920, 000	0
退職給付費用	296, 454, 833	280, 243, 793	16, 211, 040
法定福利費	1, 641, 922, 623	1, 543, 648, 082	98, 274, 541
委託費	1, 033, 386, 612	917, 778, 986	115, 607, 626
設備関係費	2, 716, 487, 408	2, 488, 940, 969	227, 546, 439
減価償却費	993, 030, 854	967, 871, 754	25, 159, 100
資産除去債務利息費用	4, 031, 022	3, 906, 435	124, 587
リース資産減価償却費	693, 444, 997	513, 107, 990	180, 337, 007
賃借料	216, 837, 553	216, 287, 764	549, 789
支払地代	81, 963, 277	87, 239, 981	△ 5, 276, 704
支払家賃	82, 544, 066	80, 259, 950	2, 284, 116
修繕費	128, 238, 628	145, 425, 954	△ 17, 187, 326
固定資産税等	79, 792, 300	86, 667, 500	△ 6, 875, 200
機器保守料	360, 093, 915	325, 989, 999	34, 103, 916
機器設備保険料	39, 314, 237	24, 419, 578	14, 894, 659
車両関係費	37, 196, 559	37, 764, 064	△ 567, 505
研究研修費	72, 788, 280	67, 643, 389	5, 144, 891
図書費	12, 875, 552	12, 837, 313	38, 239
研修費	28, 151, 793	24, 424, 045	3, 727, 748
研修旅費	31, 649, 565	30, 216, 113	1, 433, 452
研修謝金	111, 370	165, 918	△ 54, 548
経費	1, 233, 423, 187	1, 224, 263, 670	9, 159, 517
福利厚生費	80, 354, 827	62, 493, 037	17, 861, 790
謝金	5, 379, 220	5, 033, 570	345, 650
旅費交通費	47, 538, 094	49, 422, 091	△ 1, 883, 997
通信運搬費	90, 100, 955	68, 209, 831	21, 891, 124
広告宣伝費	16, 542, 566	17, 456, 140	△ 913, 574
消耗品費	194, 799, 616	204, 534, 055	△ 9, 734, 439
会議費	992, 874	1, 274, 794	△ 281, 920
水道光熱費	524, 480, 766	537, 862, 266	△ 13, 381, 500
保険料	24, 452, 620	26, 394, 817	△ 1, 942, 197
交際費	13, 672, 359	26, 109, 325	△ 12, 436, 966
租税公課	7, 132, 296	1, 326, 987	5, 805, 309
奨学研究費	62, 450, 000	66, 432, 000	△ 3, 982, 000
他科医療費	27, 772, 981	19, 449, 628	8, 323, 353
娯楽教養費	814, 261	839, 424	△ 25, 163
就労支援事業経費	44, 793, 716	41, 279, 139	3, 514, 577
実習・教材費	5, 166, 288	5, 600, 092	△ 433, 804
支払手数料	35, 014, 118	25, 185, 707	9, 828, 411
貸倒損失	2, 005, 837	685, 146	1, 320, 691
貸倒引当金繰入額	2, 602, 003	2, 377, 037	224, 966
雑費	47, 357, 790	62, 298, 584	△ 14, 940, 794
消費税等負担額	64, 657, 400	55, 984, 500	8, 672, 900

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
支払利息	174,778,857	145,585,710	29,193,147
短期借入金支払利息	40,199,726	22,197,518	18,002,208
長期借入金支払利息	134,579,131	123,388,192	11,190,939
診療費減免額	1,035,340	1,377,201	△ 341,861
管理費	76,660,741	60,236,482	16,424,259
人件費	11,951,696	12,244,751	△ 293,055
役員報酬	2,960,000	3,110,000	△ 150,000
給料	6,920,484	6,711,389	209,095
賞与	774,323	1,060,957	△ 286,634
役員退職慰労引当金繰入額	80,000	80,000	0
法定福利費	1,216,889	1,282,405	△ 65,516
委託費	10,472,618	10,398,736	73,882
設備関係費	10,592,447	10,392,199	200,248
減価償却費	2,198,044	2,181,816	16,228
リース資産減価償却費	366,950	141,498	225,452
賃借料	28,729	37,773	△ 9,044
支払地代	71,893	79,649	△ 7,756
修繕費	9,142	25,692	△ 16,550
固定資産税等	7,741,400	7,752,800	△ 11,400
機器保守料	147,043	123,577	23,466
機器設備保険料	14,592	9,472	5,120
車両関係費	14,654	39,922	△ 25,268
研究研修費	70,195	110,160	△ 39,965
図書費	13,409	17,033	△ 3,624
研修費	56,777	91,949	△ 35,172
研修旅費	9	1,178	△ 1,169
経費	43,488,285	27,011,236	16,477,049
福利厚生費	48,440	37,399	11,041
謝金	5,897,292	6,322,440	△ 425,148
旅費交通費	946,133	1,037,648	△ 91,515
通信運搬費	345,335	427,562	△ 82,227
広告宣伝費	311,724	355,039	△ 43,315
消耗品費	144,480	207,242	△ 62,762
会議費	1,292	10,088	△ 8,796
水道光熱費	75,881	92,877	△ 16,996
保険料	13,775	10,767	3,008
交際費	167,491	732,060	△ 564,569
諸会費	17,004,544	17,077,613	△ 73,069
租税公課	12,894,392	15,870	12,878,522
支払手数料	55,608	147,410	△ 91,802
雑費	5,581,898	537,221	5,044,677
消費税等負担額	85,500	79,400	6,100
経常費用計	25,962,948,136	24,739,397,557	1,223,550,579
評価損益等調整前当期経常増減額	29,582,154	△ 275,368,199	304,950,353
特定資産評価損益等	375,000	△ 1,053,000	1,428,000
評価損益等計	375,000	△ 1,053,000	1,428,000
当期経常増減額	29,957,154	△ 276,421,199	306,378,353
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	62,340	65,300	△ 2,960
固定資産受贈益	2,424,510	27,888,300	△ 25,463,790
経常外収益計	2,486,850	27,953,600	△ 25,466,750
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5,666,574	5,650,777	15,797
解体撤去費	1,304,820	0	1,304,820
経常外費用計	6,971,394	5,650,777	1,320,617
当期経常外増減額	△ 4,484,544	22,302,823	△ 26,787,367
他会計振替前当期一般正味財産増減額	25,472,610	△ 254,118,376	279,590,986
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	25,472,610	△ 254,118,376	279,590,986
法人税、住民税及び事業税	4,032,500	3,893,300	139,200
当期一般正味財産増減額	21,440,110	△ 258,011,676	279,451,786
一般正味財産期首残高	9,311,749,550	9,569,761,226	△ 258,011,676
一般正味財産期末残高	9,333,189,660	9,311,749,550	21,440,110
Ⅱ. 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	58,938,254	28,309,650	30,628,604
受取国庫補助金	46,869,879	298,650	46,571,229
受取地方公共団体補助金	12,068,375	28,011,000	△ 15,942,625
受取寄附金	0	17,189,050	△ 17,189,050
一般正味財産への振替額	△ 67,654,362	△ 58,875,581	△ 8,778,781
当期指定正味財産増減額	△ 8,716,108	△ 13,376,881	4,660,773
指定正味財産期首残高	634,938,727	648,315,608	△ 13,376,881
指定正味財産期末残高	626,222,619	634,938,727	△ 8,716,108
Ⅲ. 正味財産期末残高	9,959,412,279	9,946,688,277	12,724,002

監 査 報 告 書

令和 8 年 5 月 27 日

公益財団法人 慈愛会
理事長 今村 英仁殿

公益財団法人慈愛会

監事 板野 虎孝 

公益財団法人慈愛会

監事 徳満 哲司 

私たち監事は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務遂行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査の結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	24,504,421	22,107,052	2,397,369
預金	3,325,277,704	3,308,600,962	16,676,742
未収金	3,879,074,784	4,528,348,086	△ 649,273,302
売掛金	5,277,357	5,007,126	270,231
貸倒引当金	△ 2,628,621	△ 2,320,091	△ 308,530
棚卸資産	179,953,229	134,048,585	45,904,644
立替金	10,196,629	9,605,544	591,085
1年内回収予定長期貸付金	259,200	259,200	0
1年内回収予定奨学貸付金	78,482,997	75,181,308	3,301,689
前払費用	54,271,123	55,924,215	△ 1,653,092
未収消費税等	4,493,900	0	4,493,900
流動資産 合計	7,559,162,723	8,136,761,987	△ 577,599,264
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本定期預金	11,300,000	11,300,000	0
基本財産合計	11,300,000	11,300,000	0
(2) 特定資産			
建物	1,106,444,410	1,141,849,401	△ 35,404,991
建物附属設備	236,480,805	237,056,028	△ 575,223
構築物	598,602	663,831	△ 65,229
医療器械	80,417,402	114,735,123	△ 34,317,721
什器備品	4,972,982	1,154,805	3,818,177
車両運搬具	2	2	0
ソフトウェア	16,255,153	1,528,496	14,726,657
リース資産	73,582,080	0	73,582,080
退職給付引当預金	650,918,186	595,279,677	55,638,509
退職給付引当有価証券	5,394,000	4,754,400	639,600
建設積立資産	1,246,363,556	720,793,925	525,569,631
長期保険積立金	8,478,585	17,565,180	△ 9,086,595
特定資産合計	3,429,905,763	2,835,380,868	594,524,895
(3) その他固定資産			
土地	7,333,256,796	7,338,346,078	△ 5,089,282
建物	8,811,419,866	9,141,724,640	△ 330,304,774
建物附属設備	2,373,017,339	2,626,815,289	△ 253,797,950
構築物	115,482,637	126,657,080	△ 11,174,443
医療器械	110,155,304	154,181,660	△ 44,026,356
機械器具	7,567,543	9,090,699	△ 1,523,156
車両運搬具	7,691,250	7,417,766	273,484
什器備品	200,438,919	213,858,130	△ 13,419,211
ソフトウェア	34,822,514	35,889,402	△ 1,066,888
リース資産	1,438,769,424	1,408,018,089	30,751,335
のれん	3,024,000	4,536,000	△ 1,512,000
建設仮勘定	194,559,350	31,431,270	163,128,080
施設利用権	2,860,544	3,300,775	△ 440,231
電話加入権	9,615,368	9,615,368	0
敷金・保証金	38,632,100	38,714,800	△ 82,700
長期貸付金	1,411,598	1,670,798	△ 259,200
奨学貸付金	147,277,576	157,320,958	△ 10,043,382
長期前払費用	5,263,250	15,660,690	△ 10,397,440
その他	36,678,621	39,120,661	△ 2,442,040
その他固定資産 合計	20,871,943,999	21,363,370,153	△ 491,426,154
固定資産 合計	24,313,149,762	24,210,051,021	103,098,741
資 産 合 計	31,872,312,485	32,346,813,008	△ 474,500,523
II. 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,303,822,306	1,265,609,191	38,213,115
未払金	1,327,134,759	1,071,224,382	255,910,377
預り金	261,525,939	263,080,685	△ 1,554,746
前受金	11,433,174	13,064,793	△ 1,631,619
短期借入金	3,143,500,000	3,365,000,000	△ 221,500,000
1年内返済予定長期借入金	747,720,000	805,006,000	△ 57,286,000
1年内返済予定リース債務	429,774,535	380,808,628	48,965,907
1年内支払予定長期未払金	36,509,988	28,399,812	8,110,176
賞与引当金	714,962,854	721,351,712	△ 6,388,858
未払法人税等	8,826,200	8,797,700	28,500
未払消費税等	0	7,570,000	△ 7,570,000
流動負債 合計	7,985,209,755	7,929,912,903	55,296,852
2. 固定負債			
長期借入金	11,358,720,000	12,106,440,000	△ 747,720,000
リース債務	1,082,821,257	999,731,154	83,090,103
長期未払金	120,919,656	107,247,231	13,672,425
預り保証金	159,105,280	159,624,080	△ 518,800
役員退職慰労引当金	13,000,000	12,000,000	1,000,000
退職給付引当金	795,649,628	846,399,613	△ 50,749,985
資産除去債務	138,810,075	135,009,178	3,800,897
固定負債 合計	13,669,025,896	14,366,451,256	△ 697,425,360
負 債 合 計	21,654,235,651	22,296,364,159	△ 642,128,508
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	10,576,204	197,529	10,378,675
地方公共団体補助金	568,220,460	594,386,028	△ 26,165,568
民間補助金	57,977,123	49,409,830	8,567,293
寄附金	11,541,821	11,571,403	△ 29,582
指定正味財産合計	648,315,608	655,564,790	△ 7,249,182
(うち基本財産への充当額)	(11,300,000)	(11,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(637,015,608)	(644,264,790)	(△7,249,182)
2. 一般正味財産	9,569,761,226	9,394,884,059	174,877,167
(うち特定資産への充当額)	(2,128,099,384)	(1,573,516,821)	(554,582,563)
正味財産合計	10,218,076,834	10,050,448,849	167,627,985
負債及び正味財産合計	31,872,312,485	32,346,813,008	△ 474,500,523

貸 借 対 照 表

令和7年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金	22,367,300	24,504,421	△ 2,137,121
預金	3,281,098,111	3,325,277,704	△ 44,179,593
未収金	4,316,386,457	3,879,074,784	437,311,673
売掛金	4,787,885	5,277,357	△ 489,472
貸倒引当金	△ 2,580,129	△ 2,628,621	48,492
棚卸資産	190,451,474	179,953,229	10,498,245
立替金	13,746,943	10,196,629	3,550,314
1年内回収予定長期貸付金	259,200	259,200	0
1年内回収予定奨学貸付金	81,775,653	78,482,997	3,292,656
前払費用	50,731,874	54,271,123	△ 3,539,249
未収消費税等	0	4,493,900	△ 4,493,900
流動資産 合計	7,959,024,768	7,559,162,723	399,862,045
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本定期預金	11,300,000	11,300,000	0
基本財産合計	11,300,000	11,300,000	0
(2) 特定資産			
建物	1,073,045,760	1,106,444,410	△ 33,398,650
建物附属設備	218,324,222	236,480,805	△ 18,156,583
構築物	536,597	598,602	△ 62,005
医療器械	63,024,101	80,417,402	△ 17,393,301
車両運搬具	2	2	0
什器備品	4,285,514	4,972,982	△ 687,468
ソフトウェア	12,815,221	16,255,153	△ 3,439,932
リース資産	546,154,230	73,582,080	472,572,150
退職給付引当預金	707,818,444	650,918,186	56,900,258
退職給付引当有価証券	4,341,000	5,394,000	△ 1,053,000
建設積立資産	1,246,363,556	1,246,363,556	0
長期保険積立金	0	8,478,585	△ 8,478,585
特定資産合計	3,876,708,647	3,429,905,763	446,802,884
(3) その他固定資産			
土地	7,388,204,838	7,333,256,796	54,948,042
建物	8,719,560,721	8,811,419,866	△ 91,859,145
建物附属設備	2,346,956,752	2,373,017,339	△ 26,060,587
構築物	109,665,688	115,482,637	△ 5,816,949
医療器械	177,709,450	110,155,304	67,554,146
機械器具	6,215,227	7,567,543	△ 1,352,316
車両運搬具	3,525,961	7,691,250	△ 4,165,289
什器備品	212,130,883	200,438,919	11,691,964
ソフトウェア	40,154,696	34,822,514	5,332,182
リース資産	1,675,851,947	1,438,769,424	237,082,523
のれん	1,512,000	3,024,000	△ 1,512,000
建設仮勘定	470,763,610	194,559,350	276,204,260
施設利用権	2,476,525	2,860,544	△ 384,019
電話加入権	9,615,368	9,615,368	0
敷金・保証金	39,291,600	38,632,100	659,500
長期貸付金	1,152,398	1,411,598	△ 259,200
奨学貸付金	132,920,403	147,277,576	△ 14,357,173
長期前払費用	21,454,767	5,263,250	16,191,517
その他	36,629,641	36,678,621	△ 48,980
その他固定資産 合計	21,395,792,475	20,871,943,999	523,848,476
固定資産 合計	25,283,801,122	24,313,149,762	970,651,360
資産 合計	33,242,825,890	31,872,312,485	1,370,513,405
II. 負債の部			
1. 流動負債			
買掛金	1,337,499,211	1,303,822,306	33,676,905
未払金	1,774,707,190	1,327,134,759	447,572,431
預り金	268,939,951	261,525,939	7,414,012
前受金	19,838,454	11,433,174	8,405,280
短期借入金	4,036,500,000	3,143,500,000	893,000,000
1年内返済予定長期借入金	811,844,000	747,720,000	64,124,000
1年内返済予定リース債務	527,234,719	429,774,535	97,460,184
1年内支払予定長期未払金	61,928,208	36,509,988	25,418,220
賞与引当金	448,028,928	714,962,854	△ 266,933,926
未払法人税等	3,893,300	8,826,200	△ 4,932,900
未払消費税等	10,391,900	0	10,391,900
流動負債 合計	9,300,805,861	7,985,209,755	1,315,596,106
2. 固定負債			
長期借入金	11,295,586,000	11,358,720,000	△ 63,134,000
リース債務	1,571,466,635	1,082,821,257	488,645,378
長期未払金	226,544,846	120,919,656	105,625,190
預り保証金	35,111,000	159,105,280	△ 123,994,280
役員退職慰労引当金	14,000,000	13,000,000	1,000,000
退職給付引当金	709,906,761	795,649,628	△ 85,742,867
資産除去債務	142,716,510	138,810,075	3,906,435
固定負債 合計	13,995,331,752	13,669,025,896	326,305,856
負債 合計	23,296,137,613	21,654,235,651	1,641,901,962
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	9,506,242	10,576,204	△ 1,069,962
地方公共団体補助金	543,192,452	568,220,460	△ 25,028,008
民間補助金	54,012,516	57,977,123	△ 3,964,607
寄附金	28,227,517	11,541,821	16,685,696
指定正味財産合計	634,938,727	648,315,608	△ 13,376,881
(うち基本財産への充当額)	(11,300,000)	(11,300,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(623,638,727)	(637,015,608)	(△13,376,881)
2. 一般正味財産	9,311,749,550	9,569,761,226	△ 258,011,676
(うち特定資産への充当額)	(2,540,910,476)	(2,128,099,384)	(412,811,092)
正味財産合計	9,946,688,277	10,218,076,834	△ 271,388,557
負債及び正味財産合計	33,242,825,890	31,872,312,485	1,370,513,405